

律例要條

上

特39

673

館書圖京東

函三一 門新

架四 部一一

號〇五八四 類

三冊

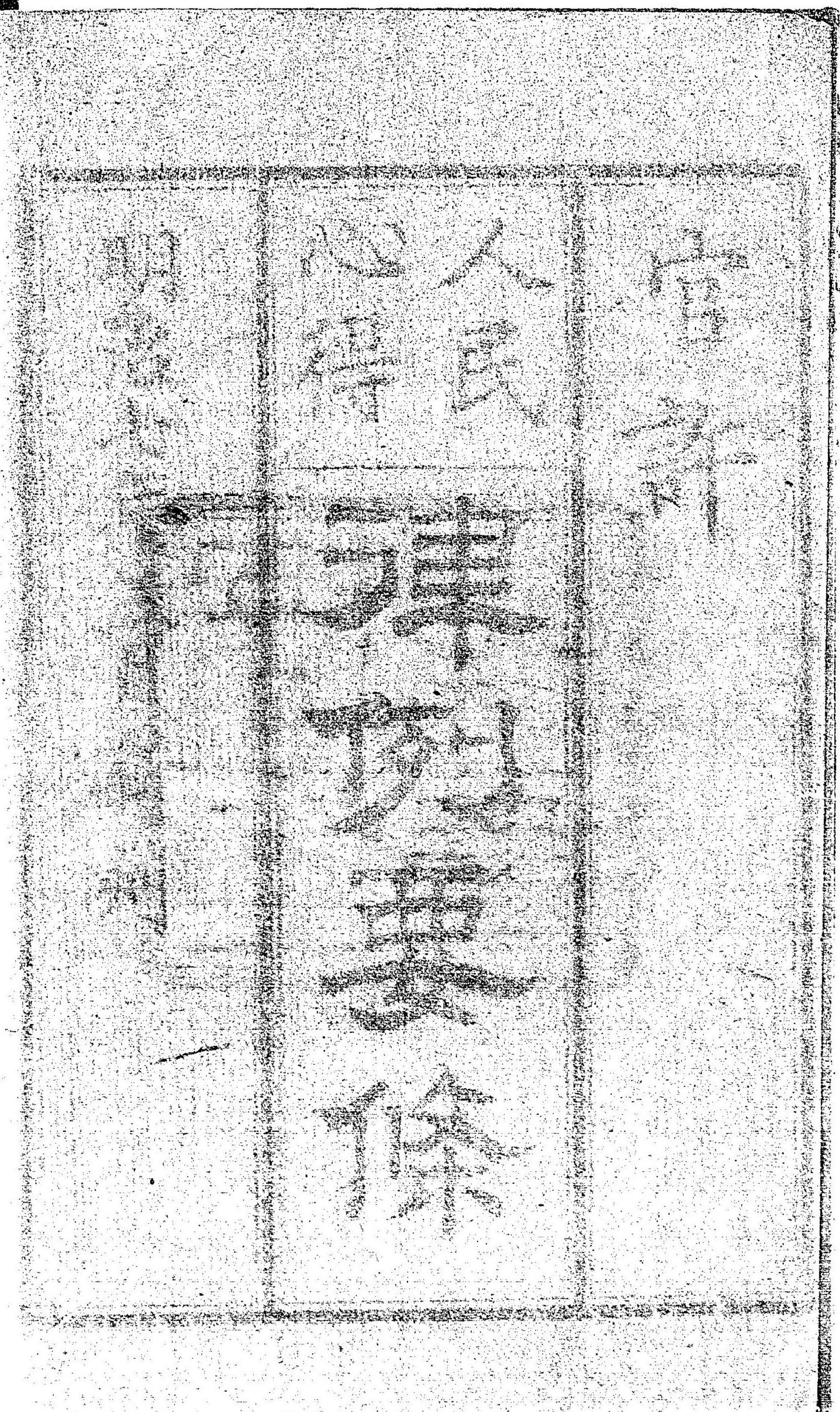
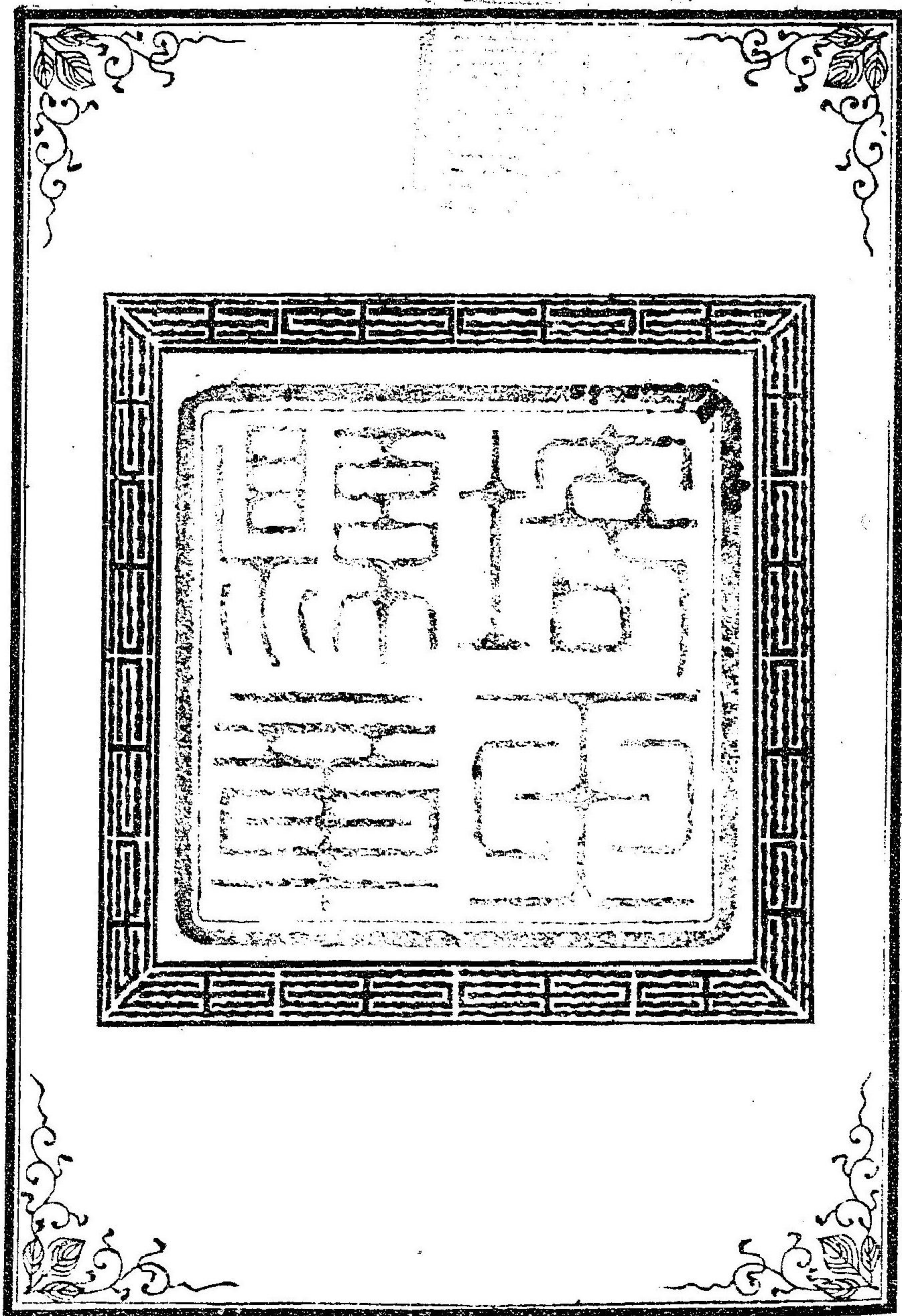
官許

人民  
心得

律例要條

明治七年五月新刻

特39  
673



東高田



諭言

明治十年文部省交付

大凡善事と爲る者ハ賞あり惡事を爲る

者ハ罰あるハ人皆知る所なりと一概ハ

善事としも善らぬ有り惡事としも

惡事とぬ有り假令ハ同一訴訟も他

人と訟ると親屬を訟るとハ曲直の別あり

又同盜賊ゆえも大祀神御物と盜む

田野穀麥と盜むとの輕重の衡あり依

律誰しも忽ふ可からず此書ハ

律例要條

諭言

全

新律綱領改定律例より要條と編選一訓  
釋と加ふれり管内の者生業の暇あり必  
を熟讀し謹て罪小陥る勿是

明治七年五月

埼玉縣推令 白根多助  
埼玉縣權參事 岸良俊介

附言

夫刑の其人を惡しむる其心を懲むる  
是懲役の刑名ある所以ありん唯持  
兇器強盜監守常人盜謀故殺放火反獄偽  
造實貨の重罪を犯し又ハ事再三ハ及ぶ  
者の終ハ死刑を免さる有らざるハ死刑  
ハ既ハ懲む可かりしハの人ハ加へ猶將  
來の人を懲むむと故ハ刑と以て刑と  
止め殺す以て殺と止るハ法律の大旨を

り然とも罪を犯の後之と懲らむより  
 罪を犯さるの前之と懲らむ若も今也  
 制令揭示の日より三十日を経る管内  
 盡く之と知ると看做せと雖も従前不學  
 の民讀む能く又解る能く茫然として犯  
 せ者あるの固より教ふるの民と殺せよ  
 似たり諺小云く滿堂の衆客皆興と盡く  
 雖も一人樂する者あるとき主人猶以  
 て快とせと天下の猶一堂の如きあり故

一人其處を得するも亦震襟と慙き小  
 至る朝廷縣官を置るの今この四十三  
 萬有餘の人命を保護せしむるお在り然  
 ち茫然として犯せ者ありしむ可けんや  
 爾後耕地賣買金銀貸借印紙貼用郵便犯  
 罪出訴期限違式註違等其他必用の規則  
 の盡く訓釋と加へ教諭人として續々其  
 意義と講せしめ能く聽き能く知り假令  
 訟事起ると能くするも知して犯せ者な

かゝ使むる先基本とさ可き者ハ法律ハ  
朝廷既ハ御領行ハ及ハなレト其學  
ハ從事せざる者ハ心得カテ死事甚ト多  
シ此書ハ唯其要條ト舉る而已ハ一官  
吏華士族ハ薄ク平民ハ厚ク固ヨリ不  
學ノ民ハ施モ所以ナリ故ハ讀ト易ク解  
リ易キを以テ此書ノ本意ト一固ヨリ省  
畧セシこと而已ナレハ之ト以テ教誡ト  
為キ可ク之ト以テ裁判上ハ援引キ可キ

ものゆ非ト必ト思ヒ誤る勿也

明治七年五月

尾崎班象

同識

横田國臣

平田登圃書

心人得律例要條目錄

名例律

職制律

戶婚律

賊盜律

人命律

鬪毆律

罵詈律

訴訟律



受贓律

詐偽律

犯姦律

雜犯律

捕亡律

斷獄律

以上

人心得律例要條

名例律

懲役十九

五刑

十日 二十日 三十日 四十日 五十日

六十日 七十日 八十日 九十日 百日

一年 一年半 二年 二年半 三年

五年 七年 十年

終身

凡懲役ハ平民老小婦女癩盲廢疾者及ハ

無力不能贖者監獄則小照一分別一役

小服せらるる其雇工錢と給與領置まらるの

法も亦獄則小従ふ

凡所犯極て軽く罪懲役十日小及らる者

の止呵責して放免せらる

死刑二

絞斬

凡絞の其首と絞り其命と畢お止め猶其

體と全と斬の其首と斬まらる依て斬の

絞より其罪重一絞斬二死の外仍梟示お

る者あり其首と斬り刑場小梟示せらる

兇殘の甚しき者と待つ所以なり

凡梟示の者守人と置き犯由牌小罪状を

書一三日間梟場及ひ各所小揭示せらる

斬絞二死も亦犯由牌小罪状を書一通衢

一個所小揭示せらる仍梟斬絞及ひ懲役

五年以上小處せらるる者ハ並小罪状を

紙牌小書一三日間犯人本籍の掲榜場小

揭示せらる

凡集斬絞の遺骸の親屬請ふ者あまの訂

付せらるると雖も墓石小止氏名年月日と

記を式と以て葬らるるを聽き

凡

閏刑

凡士族罪を犯し懲役小該る者の禁錮小

處せらるる若姦盜等の罪を犯し廉耻を破

ること甚しき者懲役百日以下小該るの

除族小止め一年以上の仍本刑を加へら

る罪科未だ定さる者の監倉小入を平民

と別異せらる

禁錮十九

十日 二十日 三十日 四十日 五十日

六十日 七十日 八十日 九十日 百日

一年 一年半 二年 二年半 三年

五年 七年 十年

終身

凡禁錮の一室内小鎖錮せらるる外人小接

律例要條 各例律

見通信けんつうしんするるとを聴ききき若し疾病しつびょうあり

ハ醫いを延ひき及および近隣きんりん火ひを失うし邸宅ていたくハ延ひ

燒やせんときる時ときハ防救遷移ぼうきうせんいするあことを

聽きき其才能そのさいのう用もちハ堪たる者もの限満かぎみちるハ仍なお收しゆ

用もちきるるとを聴ききき限未かぎまた満みちまりて死し

亡なきれハ即すなはち罪つみと免ゆるき其五年七年十

年ねんハ該ある者もの功俸賞祿こうほうしょうりくの一身いつしんハ止とまるハ追お

奪うばし終身しゆうしんハ該ある者もの世祿せりくハ子孫しそんハ給たませら

る

凡おほ華士族かかしぞく罪つみを犯かし破廉耻はれんぢ甚たハ係かり除お族ぞく

ハ該ある者ものハ祿りくを收あめ本犯ほんが一人ひとりを除おし族ぞく

ハ子孫しそんハ襲おしめらる

凡おほ士族しぞく罪つみを犯かし過誤失錯かごあしさくハ係かる者ものハ平へい

民たみと同おなく贖罪例圖あがなひつゐれずハ照あしと贖あることを聴き

する

凡おほ禁錮きんこハ一室内いつしつうちハ鎖錮さこせらるると雖なも門かど

扉かと鎖ささるる家属けぞくハ出入でいりすることを聴き

る

官吏公罪

官吏公罪  
賄例圖

律例要條 各條律

凡官吏公罪及以過誤失錯の罪を犯す懲役百日以下に該る者の官吏公罪贖例圖を照して勅奏判を分ち各贖ふとを聽さ  
 是等外吏の平民贖罪例に依る其懲役一  
 年以上を犯す者の官吏公罪罰俸例圖を  
 照して俸と追せしめる其官十四等以下の  
 者の亦平民贖罪例に依る

|      |       |    |    |
|------|-------|----|----|
| 懲役十日 | 勅任    | 奏任 | 判任 |
| 二圓   | 一圓五十錢 | 一圓 |    |

|     |     |        |    |
|-----|-----|--------|----|
| 二十日 | 四圓  | 三圓     | 二圓 |
| 三十日 | 六圓  | 四圓五十錢  | 三圓 |
| 四十日 | 八圓  | 六圓     | 四圓 |
| 五十日 | 十圓  | 七圓五十錢  | 五圓 |
| 六十日 | 十二圓 | 九圓     | 六圓 |
| 七十日 | 十四圓 | 十圓五十錢  | 七圓 |
| 八十日 | 十六圓 | 十二圓    | 八圓 |
| 九十日 | 十八圓 | 十三圓五十錢 | 九圓 |
| 百日  | 二十圓 | 十五圓    | 十圓 |

律例要條

各條律

官吏公罪  
罰俸例圖

律例要條

名例律

懲役一年

罰俸一月

一年半

一月半

二年

二月

二年半

二月半

三年

三月

五年

五月

七年

七月

十年

十月

官吏私罪

凡官吏私罪及以有心故造の罪を犯し懲

役百日以下該る者ハ官吏私罪贖例圖

小照して贖と聽き懲役一年以上

小該る者ハ士族犯罪法の如く閏刑不處

せる但賊盜枉法賭博部民の妻と姦と

る等廉耻と破る甚し者懲役百日

以下小該るハ除族ハ止め懲役一年以上

ハ仍本刑ト加へらる罪科未ニ定らる

者ハ監倉ハ入る平民ト別異せらる

凡平民官ハ在る者一切私罪ハ官吏私罪

律例要條

六

律例要條

名例律

官吏私罪  
贖例圖

贖例圖小照して科斷せらる破廉耻甚小  
 係る者ハ懲役百日以下と雖も實斷せし  
 是限満て本籍小附せしる其勅奏官位小  
 係る者奏聞請旨等ハ仍本法と盡さる  
 凡平民官不在る者其父母兄弟子孫一切  
 犯罪ハ並小士族小準して論せらる破廉  
 耻甚小係る者ハ平民と以て論せらる若  
 在官人家長小非さるは此例と用らる

勅任 奏任 判任 等外吏

|      |      |      |     |        |
|------|------|------|-----|--------|
| 懲役十日 | 四圓   | 三圓   | 二圓  | 一圓五十錢  |
| 二十日  | 八圓   | 六圓   | 四圓  | 三圓     |
| 三十日  | 十二圓  | 九圓   | 六圓  | 四圓五十錢  |
| 四十日  | 十六圓  | 十二圓  | 八圓  | 六圓     |
| 五十日  | 二十圓  | 十五圓  | 十圓  | 七圓五十錢  |
| 六十日  | 二十四圓 | 十八圓  | 十二圓 | 九圓     |
| 七十日  | 二十八圓 | 二十一圓 | 十四圓 | 十圓五十錢  |
| 八十日  | 三十二圓 | 二十四圓 | 十六圓 | 十二圓    |
| 九十日  | 三十六圓 | 二十七圓 | 十八圓 | 十三圓五十錢 |

律例要條

名例律

有官僧徒犯罪

平民犯罪不實斷

贖罪例圖

律例  
百日四十圓  
三十圓  
二十圓  
十五圓

凡僧徒罪を犯す小寺職の者ハ士族小準

一と論せしは破廉耻甚小係る者ハ職ハ

奪ハ實斷せしは限満て本寺小附せらる

其職と經て退隱する者亦同一餘僧ハ

平民と同一科斷せらる

凡平民罪を犯し過誤失錯連累其他不幸

小出で事聆憫を可く情原諒を可しを實

斷し難き者法小依り贖罪と準する

懲役十日 七十五錢

二十日 一圓五十錢

三十日 二圓二十五錢

四十日 三圓

五十日 三圓七十五錢

六十日 四圓五十錢

七十日 五圓二十五錢

八十日 六圓

九十日 六圓七十五錢



百日

七圓五十錢

一年

十五圓

一年半

二十二圓五十錢

二年

三十圓

二年半

三十七圓五十錢

三年

四十五圓

五年

六十圓

七年

七十圓

十年

八十圓

終身

九十圓

絞斬

百圓

凡平民罪と犯し贖罪に可き者無力し

て贖めと能ざる者も律に依り實断せ

ると雖も死罪ハ一等と減して懲役に服

せしむる

凡老小癡疾者罪と犯し收贖を可き者無

力おして贖ふと能ざる者懲役百日以下

ハ折半し一年以上ハ五等と減して並ぶ

懲役小服せらる

凡贖金の宣告の日より五日以内の納完

を若無力小して限内贖ふと能さる者ハ

例小照しを延期まじくしを聽さる

贖懲役五十日以下 限三十日

懲役百日以下 四十日

懲役三年以下 五十日

懲役十年以下 六十日

懲役終身 七十日

死刑

八十日

凡贖罪收贖を可き者無力小して贖ふと

能と親屬代を贖ふと願ふ者あまの聽

さる

凡懲役を犯し實断を可き小祖父母父母

年七十以上及び癡篤疾小して家小侍養

の子孫なき者ハ所司事實と推問し懲役

一年以上小該る者ハ棒鎖三日小科せらる

是餘罪と收贖せらる其百日以下小該る

犯罪存 留養親

者ハ全罪と收贖せしむる存留して親と養  
しめしむる其死罪と犯し若くハ再ハ懲役  
一年以上と犯さ者ハ並ハ本刑と加へら  
る收贖せしむるを聽さる

凡懲役一年以上と犯し已ニ實断しと役  
百日と過き祖父母父母老疾しと家ニ侍  
養の子孫なく父祖親屬の侍養せしむる  
と願ふと切ある者ハ餘罪と收贖し放還  
せしむる

婦女犯罪

凡侍養子孫と稱するハ年十六以上成丁  
の者と謂ふ若家小丁男やしと雖も妻若  
くハ女年十六以上の者あきハ留養せしむ  
るを聽さる

凡婦女死罪不孝姦盗人命放火の罪と犯  
さ者ハ各實断せしむる其餘の罪ハ並ハ法  
ニ依て收贖せしむるを聽さる若收贖せ  
へさ者無力しと贖せしむる能さる者懲役  
百日以下ハ折半し一年以上ハ五等と減

懲役人  
又犯罪

一並に懲役小服せらる

凡先罪と犯し已に發覺し尚未論決

と經そし又別罪と犯そ者ハ前後二罪

の重き者小從そ之と科せらる

凡懲役百日以下の囚役限内在り又百

日以下の罪と犯そ者ハ前犯の日數又通

算して之と科せらる若後犯一年以上

該る者ハ新に後犯の罪と全科せらる

凡懲役一年以上の囚役限内在り又罪

と犯そ者ハ後犯の日數と加役せらる

雖も重て一年以上の罪と犯そ者ハ已に

役過する日數と通算して前後四年の過

さる可し若五年以上の罪と犯そ者ハ已

に役過する日數を問は新に後犯の罪と

全科せらる

凡懲役五年以上の囚重て五年以上の罪

と犯そ者ハ並に拘役四年と加へらる若

三年以上の罪と犯そ者ハ後犯の年限と

折半して加役せしむるは百日以下の罪を犯  
す者も亦日數を照して加役せしむる

若少發  
疾收賸

凡收賸ハ老小癡疾婦女の吟恤と可き者

例圖中照して收賸せしむる

收賸例圖

懲役十日 二十五錢

二十日 五十錢

三十日 七十五錢

四十日 一圓

五十日 一圓二十五錢

六十日 一圓五十錢

七十日 一圓七十五錢

八十日 二圓

九十日 二圓二十五錢

百日 二圓五十錢

一年 三圓

一年半 四圓五十錢

二年 六圓

二年半 七圓五十錢

三年

九圓

五年

十五圓

七年

二十一圓

十年

三十圓

終身

三十五圓

絞斬

四十圓

凡年七十以上十五以下及ひ癡疾者死罪  
 と除の外懲役終身以下と犯す者ハ救贖  
 と準さる

八十以上十歳以下及ひ篤疾者人ヲ殺し  
 死罪ハ該る者ハ議擬奏聞して上裁を請  
 ふ若し盜罪及ひ人を傷ます者も亦救贖を  
 ることと準さる其餘の罪ハ皆論せらる

九十以上七歳以下ハ死罪と犯し雖も刑  
 を加へらるる若し教令する者あまハ其教  
 令者と罪ハ坐せらるる其罪の償ふ可き者あ  
 る其得る者として償ふらる

凡人の一目と瞎する人と廢疾不致と  
 律に依と雖も一目の人罪と犯せば廢疾  
 と以て收贖するを得る人の兩目と  
 瞎する人を篤疾不致を律に依と雖も  
 盲人罪と犯せば懲役の收贖せしは死罪  
 の收贖するを聽さるる  
 凡盲人及び廢疾者強盜の罪と犯す者ハ  
 律例に照して收贖せしむると雖も其強盜  
 強姦を犯す者ハ實断せしむれ收贖せしむる

とを聽さるる

凡老小及び廢疾者懲役終身以下と犯す  
 者例に照して收贖せしむるの後再び罪  
 と犯す者ハ仍例に照して收贖する  
 と聽さる若し盜罪賭博等加等可き再犯  
 不係る者ハ但加等の罪と宥めらるる本罪  
 と實断せしむる再收贖するを聽さ  
 るるも三犯以上の凡人再犯以上の例に照  
 して加等せしむる

犯罪時  
未老疾

凡罪と犯す時未と老疾ありて雖も事  
發せし時老疾あり者ハ老疾ハ依テ論せ  
らる

若懲役限内ハ在る老疾あり者ハ亦上條  
の如ク收贖せらるると聽せらる

其罪と犯す時幼小ハ一事發せし時長  
大なり者ハ幼小ハ依テ論せらる

給致贓物

凡取與俱ハ罪あり受財枉法不枉法の賊  
及ハ犯禁の物の並ハ官ハ没入せらる若

取與俱ハ和せし恐喝詐欺強買賣科斂求  
索等の賊ハ並ハ本主ハ追還せらる

若強竊盜枉法不枉法坐贓等の賊と以テ

罪ハ入ル正贓現在あり者ハ官物の官ハ

還せし私物の主ハ還せし若正贓ハ官費

用せし者ハ追徴せし埋葬金圓雇工

贖金も本犯身死せし亦追徴せし

凡正贓現在と稱せし贓賊の手ハ存在

一及ハ轉輾して他人の手ハ在る者と謂

律例要條 名例律



若買取して公商公賈由る者の正贓  
現在と雖も商賈其價を償するの直  
追徴するを得と

凡盜贓を知らずと雖も買取して  
公商公賈由る者の直に追徴せらる

其轉賣する者の仍轉償せらる  
凡轉賣する贓物の轉償せらるると雖も若

轉償者死破産等追徴すること能はる  
贓物現在の所より直に追徴せらるること

と得る其公商公賈由る者の此例と用  
らる

凡盜犯正贓已小費用して現在せむと雖  
も賠償を可き資力ある者の必は追徴し

て本主に給せらる  
凡盜贓を以て舊債に抵償する者の債主

情を知らずと雖も仍追徴して本主に給せ  
らる若已小費用する者の追徴せらる

犯罪首

凡罪を犯し事未だ發覺せざると自ら出

律例要條

名例律

十六

首さる者ハ其罪ト免さる。贓ある者ハ仍  
追徴して官物ハ官カ入シ私物ハ主カ給  
せらる。

其本犯人ト遣して代首せしめ若クハ相  
容隠さるる者得る者為ル代首し及ヒ

告言さるハ各罪人自首法ノ如ク罪ト免  
さる。若ク自首して不實不盡ある者ハ不實

不盡ノ罪ト以て之ト罪せらる。假令ハ本  
犯強盜ト竊盜ト首さるハ其不實ありと

以て強盜ノ罪ハ坐せらる。若ク竊盜贓一百  
圓ト六十圓ト首さるハ其不盡ありと以

て仍四十圓ノ罪ハ坐せらる。若ク首さると  
ろろ不實ノ罪重ク不盡ノ贓多し各罪

死ハ至子者ハ一等ト減せらる。  
其人ト損傷し及ヒ賠償可らざる物

ト毀棄し若クハ姦さる者ハ並ハ自首ノ  
律ハ在らる。

若ク強竊盜及ヒ詐偽して財物ト取り事主  
律例彙編 卷之九 十九

律例要條 各例律

の處に於て首服し或は枉法に枉法の贓を受け過を悔て本主にお還付する者の官司にお自首すると同く皆其罪を免する

若自首して贓徴を可らざるは二等を減せしむる

凡罪を犯し人の官にお陳告せんと欲するを知らずして自首する者は本罪を二等を減せしむる官の捕獲せんと欲するを

聞て自首する者の一等を減せしむる

凡罪を犯し事已にお告發と經ても雖も本犯未だ知らず及び官罪犯の名を知らずして自首する者は仍未發自首と同く並に罪を免する

凡越獄逃走して自首する者の止加等と可き罪を減せしむる本罪の減せらるる

凡罪を犯し自首する者假令は窃盜贓百圓五十圓に仍現在は五十圓に已にお費用

しを追徴するに能らざるは五十圓の贓

律例要條 各例律 三十一

凡二等と減して罪と科せしむる其餘の罪  
罪に亦之の準せしむる

凡人と罪の誣告して自首する者の已断  
未断と分る未の受断と經するの仍自首免

と聽さる已の受断と經の告誣の本罪と  
科せしむる

凡罪と首して減免と經るの後再以同罪と  
犯と者の減免するごとと聽さる若前

後犯罪各別する者の此限に在らば  
凡二罪以上俱に發覺するもの一の重き者

を以て論せしむ各等きもの一に從て科せ  
らる若一罪先を發し已に論決と經て餘

罪後を發し輕く若くの等きもの論せらる  
を重に更に論し前罪の通計し後數を充

つ其贓罪の係る者の重贓を以て輕贓の  
併せ重に從て科せしむる若併て仍輕く若

一の等きもの一の重に從て科せしむる輕贓  
を以て重贓の併せらるを假令の枉法贓

を以て重贓の併せらるを假令の枉法贓

を以て重贓の併せらるを假令の枉法贓

を以て重贓の併せらるを假令の枉法贓

を以て重贓の併せらるを假令の枉法贓

を以て重贓の併せらるを假令の枉法贓

を以て重贓の併せらるを假令の枉法贓

三罪俱發  
以重論

百圓を犯し又竊盜二百圓を犯せし枉法  
 贓を以て竊盜を併せ三百圓懲役終身を  
 處せしる監守盜七十圓を犯し又不枉法  
 一十圓を犯せし罪仍輕し一の監守盜七  
 十圓を以て科せしる常人盜八十圓を犯  
 し又竊盜一十圓を犯せし罪等し一の常  
 人盜八十圓の從て科せしるの類  
 凡二罪以上俱に發覺せしる一の重き者  
 と以て論せしる各等しる一の從て科せ

りしと雖も其贓物の追徴して官に入る  
 主に給せしる若くは棄毀器物の賠償を  
 可き等し各本法と盡しる  
 凡二次盜を爲し一次先を發し已に論決  
 と經く一次後を發し及び先を審結して  
 贓と盡ししる者論決の後發覺せしる俱  
 小後發の贓を以て前贓を併せ罪加ふ可  
 き無けしる論せしる若併て重き者ハ  
 更に加て全科せしる

犯罪共進

凡罪と犯し共々逃亡するも其輕罪の囚  
 能く重罪の囚と捕獲して首告し及び罪  
 相等き者能く同逃一半以上と捕獲して  
 首告するもの全く其罪と免する人と損傷  
 し及び姦する者の免するも以  
 其人の因り連累して罪小致すと正犯罪  
 人自死する者連累人の本罪の二等と減  
 せしむる若罪人自ら首告し及び恩赦を遇  
 せしむる原免せしむるもの連累人も亦原免せし  
 むる減罪せしむるもの連累人も亦減罪せし  
 むる

共犯罪分首從

凡共中罪と犯す者造意一人を以て首と  
 爲し隨從者の從と爲し一等を減せしむ  
 若一家に共犯を犯せし止尊長と坐し  
 卑幼の論せしむる若尊長年八十以上及  
 ひ篤疾ありし共犯するも其次の尊長を坐  
 せしむる婦人の尊長の首たりと雖も仍卑  
 幼の男夫と坐せしむる

其盜罪及以枉法不枉法若以闘毆殺傷等父子同く犯すは並に凡人首従の法に依る

若本條内お皆と言ふ者の首従と分を一體に之と坐せしむ皆と言はざる者の首従の法に依る但脱籍越獄及び犯姦若くは懲役人逃等身自ら犯すを以て罪と得るは係る者の並に首従を分を各本科の處せしむる

親屬相  
為容隱

凡同居の親屬若くは別居三等以上の親屬及び外祖父母外孫妻の父母女婿若くは孫の婦夫の兄弟及び兄弟の妻並に罪を犯して相容隱し雇人家長の為に容隱せしむる者の皆論せしむる

若官司の追捕と偵知して其事情と漏泄し或は消息を通報し罪人として隠避せしむる者も亦罪に坐せしむる其別居四等以下の親屬相容隱し及び事情と漏泄

きる者各凡人小三等を減せしる

凡祖父母と稱する者曾高同一孫と稱

する者曾玄同一嫡孫承祖の父母と同

子と稱する者の男女同一

五等親圖

一等親

父母 養父母 夫子 養子

二等親

祖父母 嫡母 繼母 伯叔父姑

兄弟姉妹 夫の父母 妻妾 姪

孫子の婦

三等親

曾祖父母 伯叔の婦 夫の姪

従父兄弟姉妹 異父兄弟姉妹

夫の祖父母 夫の伯叔父姑 庶子

姪の婦 繼父

四等親

高祖父母 従祖祖父姑 従祖伯叔父姑

夫の兄弟姉妹 兄弟の妻 再従兄弟姉妹



外祖母 舅姨 前夫の子 兄弟の孫

從父兄弟の子 外甥 曾孫 孫の婦

五等親

妻の父母 姑の子 舅姨の子 玄孫

外孫 女婿

加減罪例

凡加と稱する者の本罪上就て加重せ

らる假令の懲役四十日と犯さる一等と

加まら懲役五十日中坐せらる懲役五年

の懲役七年中坐せらるの類

減と稱する者の本罪上就て減輕せ

る假令の懲役五十日と犯さる一等と減

らるの懲役四十日中坐せらる懲役七年

の懲役五年中坐せらるの類

惟二死の同一減と爲る假令の死罪と

犯さる一等と減らる絞斬と分る懲役

終身中坐せらる

加さる者の數滿て乃ち坐せらる凡圓數

日數人數器物地畝の數皆必其數中滿

再犯加等罪例

るを計て乃ち始て坐せらる

加等罪の懲役十年止る加て死に至ら

る

凡窃盗及び賭博と犯し己の官司の断決

と經て再犯する者ハ並ハ後犯の本罪ヨ

一等と加へらる其罪と計るハ初犯の罪

ハ通算せず若初犯の罪赦前ハ在る

者ハ再犯と雖も仍初犯と以て論せらる

其初犯強盗ハ再犯窃盗する者及び

初犯窃盗ハ再犯強盗ある者ハ再犯

と雖も仍並ハ初犯と以て論し一等を加

へらる

其先ハ罪と犯し未ハ論決せしを監獄

ハ在り脱越する者ハ律ハ依り罪を科せ

らると雖も外ハ在て又罪を犯する者ハ前

後二罪の重き者ハ從ハ二等を加へらる

賍罪ハ係る者ハ賍ハ計ハ通計合算して

二等と加へらる

再犯加等罪例

るを計て乃ち始て坐せらる

加等罪の懲役十年止る加て死に至ら

る

凡窃盗及び賭博と犯し已に官司の断決

と經て再犯する者ハ並に後犯の本罪より

一等を加へらる其罪と計るハ初犯の罪

ハ通算せしむる若初犯の罪赦前ハ在る

者ハ再犯と雖も仍初犯と以て論せらる

其初犯強盗ハ再犯窃盗する者及び

初犯窃盗ハ再犯強盗ある者ハ再犯

と雖も仍並に初犯と以て論し一等を加

へらる

其先ハ罪と犯し未だ論決せしむる監獄

ハ在り脱越する者ハ律ハ依り罪を科せ

らると雖も外ハ在り又罪を犯する者ハ前

後二罪の重き者ハ從ひ二等を加へらる

贓罪ハ係る者ハ贓ハ計ハ通計合算して

二等を加へらる

稱同罪

凡監守及以常人盜再犯者者竊盜と  
 同く並あひ後犯の本罪もと一等ひとと加らる  
 凡同罪と稱あやする者もの止其罪と坐ませしむる  
 正犯死しに至る者同罪者もの罪懲役十年と  
 止る唯正犯の財ぶたと受け故縱ゆるする同罪者  
 正犯死しに至る同罪者もの懲役終身と處  
 せしむる其罪同と稱あやする者もの死しに至るも  
 減等くわんとうせしむる也  
 枉法かうぼう準おんして論ろんじ盜と準おんして論ろんじと稱あや

稱日以二十四時

年ねん止とする  
 枉法かうぼうを以て論ろんじ盜とを以て論ろんじと稱あやする  
 等とうハ皆正犯と同一絞斬せきせんも本律ほんりつに依て之  
 を科かせしむる  
 凡盜おん準おんして論ろんじ罪とハ犯數はんすう準おんして計けいへら  
 せしむる罪懲役十年と止とする  
 凡一日と稱あやする者もの二十四時を以て是工  
 と計けいる者もの朝あさより暮ゆふに至る一年と稱あやする

る者の三百六十五日を以ては閏年ハ一

日を加算し半年と稱する者の六個月と

以て是人の年月と稱する者の戸籍所注

の年月と以て定と爲る衆と稱する者ハ

三人以上謀と稱する者の二人以上其謀

状顯跡ある者の一人と雖も二人の法ハ

同

凡年七十以上十五以下と稱する者の生

年本年の月數を通算して年七十歳十五

歳未満る者を謂ふ八十以上十歳以下と

稱する等も亦之ハ準せらる

凡生年と知と生月と知する者の生年を

以て半年と爲て計算せらる

凡家ハ役使する男女と雇人と稱す

凡僧尼の受業師ハ於る伯叔父姑と同

其徒弟ハ於る兄弟の子と同

稱雇人  
僧尼於  
受業師

職制律

毀棄公文書

凡府縣の文書を故きしり棄毀せし者ハ  
懲役八十日重事ハ関せし文書ハ一等と  
加ふる規避せし所ある者ハ重ハ從て論  
せしる誤毀せし者ハ懲役五十日遺失せ  
る者ハ罪同餘の文書を故きしり棄毀せ  
る者ハ懲役五十日重事ハ関せし文書ハ  
一等と加ふる規避せし所ある者ハ重ハ  
從て論せしる誤毀せし者ハ懲役二十日

遺失する者も罪同若官物と主守して簿  
書と遺失し以て錢糧數目の錯亂と致さ  
者ハ懲役八十日其水火盜賊ハ因る毀失  
する者ハ坐せり

凡府縣の印と棄毀する者ハ懲役一年遺  
失し及ひ誤毀する者ハ懲役八十日餘の  
印と棄毀する者ハ懲役八十日遺失し及  
ひ誤毀する者ハ懲役五十日規避する所  
ある者ハ各重ハ從て論せらる

詔書違

凡府縣の文書と施行する小故さし違  
る者ハ並ハ懲役七十日失錯する者ハ懲  
役四十日誤寫して事ハ害ある者ハ懲役  
二十日餘の文書ハ各一等と減せらる害  
ある者及ひ未と施行せらる者ハ並  
ハ論せらる

上卷奏事  
錯誤

凡上書及ひ奏事ハ錯誤して原免し  
可して不免としハ千石としハ可して十  
石としハの類事ハ害ある者ハ懲役五十

事應奏  
不奏

日官ひくわん申まうさる文書ぶんしよの懲役ちやうやく三十日さんじゅうにち省臺しやうたい寮りやう  
司府縣しほけん申まうさる文書ぶんしよの並ならひ不ふ懲役ちやうやく二十日にじゅうにち  
其餘そのあひ申まうさるの文書ぶんしよの懲役ちやうやく十日じゅうにち若し申まうさる  
るらとと錯誤さくごありと雖なほも文案ぶんあん行なふ可べし  
て事こと小害せうがいありとと者ものの論ろんせらるる  
凡たゞ軍務ぐんむ錢糧せんりやう制度せいど死罪しざい災異さいい其他その他事こと奏そうせ可べし  
して奏そうせし者ものの懲役ちやうやく七十日しちじゅうにち上司じょうし申まうさる  
と可べしと申まうさる下司げし申まうさる可べしと行なせ  
さる者ものの懲役ちやうやく三十日さんじゅうにち規避きひせし者もの所ところあり者もの

擅離職役

衝突儀伏

と重おもし從したがふ論ろんせしる  
若し已まふ奏そうし已まふ申まうして回報くわいほうを待まちて輒あつちく  
施行しやうぎんせし者ものの並ならひ不ふ奏そう不ふ申まうの罪つみも同おなじ  
凡たゞ官吏くわんり疾病しやくびやう公差こうさ等の故ゆゑなくして擅あつち不ふ職しやく  
役やくを離はなせ外ほか申まうさる者ものの懲役ちやうやく三十日さんじゅうにち若し難がた  
と避さけ因より逃走たうそうせし者ものの懲役ちやうやく九十日くじゅうにち避さ  
るらとと事こと重おもし者ものの各おのづか重おもし從したがふ論ろんせし  
る

凡たゞ車駕くるまが行幸ぎやうきやうの處ところに近侍きんせ及および護駕ごがの官軍くわんぐん

律例要略

職制律

世二



と除の外其餘の軍民に並み廻避と可し

敢て儀伏内へ衝入する者の懲役百日

凡下馬牌中至り下をりて過る者の懲役

四十日行宮の一等と減せしむる

凡官物と出納して給収違ふる者

の虧餘する所の物と計へ坐賍と以て論

せしむる

那移竊

凡官吏錢糧等の物と出納する中文案勘

合ありて那移を可らざる若文案勘合に依

て那移出納し還て官用を充る者の賍を

計へ坐賍と以て論せしむる

私借官物

凡監臨主守監守する所の官の財物と私

小借用し若くは人小轉借し及ひ自己の

物と以て官物と抵換する者の監守自盜

と罪同其監守人小非して借用し情と知

る者の罪同知する者の坐せしむる

凡監臨主守監守する所の錢糧を私小借

用し若くは人小轉借し及ひ之と借る者

事未と發覺せしめて完備する者の止犯  
情と量と不應為小問以輕重と分つ

不覺盜

凡倉庫内の物と盜す者主守覺察小失  
者懲役四十日其強盜小過以防禦  
雖も力敵する者と能する者の論せ  
らるるを

凡垣牆内小在る木石等と盜す者主守覺  
察小失する者の懲役二十日

戸婚律

差役不均

凡官吏里長等差役と科する小法小違ひ  
平均ありする者の懲役五十日財を受る  
者の脏小計へ枉法と以く重小從て論せ  
らるる

欺隱田糧

凡田糧と欺隱して版籍小脱漏する者の  
一畝より五畝に至るの懲役三十日五畝  
毎小一等を加らる罪懲役百日止る其  
田小官小入る隱さ所の稅糧の數小依て

徵納せしむる里長知て舉ぐるに犯人と同罪

凡田宅版籍の文字を變易する者の懲役一年半財を得る者の贓不計へ窃盗を準

一重を從て論せしむる

盜賣田宅

凡他人の田宅を盜賣換易冒認典賣する者並に窃盗を準して論せしむる罪懲役十年不止る官に係る者の各二等を加へらる田産及び典賣する田價並に速年得

重典賣田宅

る所の花利の各官に還し主に給せしむる凡己の典賣して人にお興る田宅を將て重典賣する者の得る所の價錢を贓不計へ窃盗を準して論せしむる價と追徴して主にお還さるる田宅の原の典買主に附せしむる若重て典買するの人及び牙保情を知る者の犯人と同罪價と追し官にお入る知しむる者の坐せしむる

其典買する所の田宅園林等年限已にお満ら

本主價と備と取贖する者若典買主事故

不託して肯せざる者ハ懲役三十日限外

ハ於て遼年得る所の花利ハ追徴して本

主不給せられ原價ハ依て取贖せしめ

る其年限満ると雖も本主取贖する力ハ

き者ハ此律ハ拘らる

彙器  
物稼穡

凡人の器物と彙毀し及び樹木稼穡と毀

伐する者ハ贓ハ計へ竊盜ハ準して論せ

らる官物ハ一等と加らる若官物と遺失

し及び誤毀する者ハ各三等と減せらる

並小數と驗して追償せらる私物と遺失

誤毀する者ハ但償て罪ハ坐せらる

凡牛馬と失防して田野の穀麥と毀損を

る者ハ違式輕ハ依り若毀損する者ハ

計へて重き者ハ坐贓ハ依り二等と減せ

らる仍毀損する所の物と賠償せしめら

る凡故なく河防と決潰し氷柵石籠と毀損

遺法

者ハ情ト量テ不應為中間ハ輕重ト分ツ

凡嫡長子孫亡没疾病等の故なくして庶子と立る者ハ懲役七十日仍嫡子と改立

せしめらる

若養父母親生の子なくハ養子捨去る者

ハ懲役二年養父母親生の子あり本生父母

母子なくして還んと欲する者ハ聽さる

凡子女と棄る者ハ父母養父母と分ち並

ハ懲役百日継父母ハ一等と加らる雇と

受け棄る者ハ懲役九十日婦女と雖も收

贖さるるを聽さるる

凡財と圖り人の子女と乞養して棄る者

ハ懲役十年婦女と雖も收贖さるるを

聽さるるを殺む者ハ斬

凡故さるる隨胎する者ハ懲役百日情と

知て薬と賣り及び技術と施む者ハ同罪

婦女と雖も收贖さるるを聽さるる

逐婚嫁

律例要領 戸婚律

凡無罪の婿と逐て女と嫁し或は再婚を招く者の懲役九十日其女の坐せしむ

夫男家の娶る者及び以後贅の婿情を知る者の同居罪知る者の坐せしむ

匿父母 夫表

凡父母及ひ夫の喪を聞き匿して居喪せざる者の懲役一年

子弟私擅用財

其祖父母父母死すと詐稱し若くは喪に居て嫁娶する者の各懲役百日

凡同居の子弟私擅小父兄の財物を用る者ハ一十圓小懲役十日一十圓毎小一等を加へらる罪懲役百日小止る

凡同居の卑幼尊長小由きて私擅小家の財物と用る者の子弟私擅用財律小依る

凡僧尼師の財物と盜む者の子弟私擅用財律小依る同居の徒弟相盜む者の親屬

相盜律小依り凡人小三等と減せしむ其

各居小係る者の師弟と雖も並小凡盜と

逃亡

以て論せらる

凡脱籍逃亡して二年以外復歸せらる者

ハ懲役八十日華士族ハ破廉耻甚と以て

論せらる

凡逃亡して二年以外復歸し及び自首を

する者ハ首免と聽せらるると雖も平民ハ贖罪

ハ處せらる華士族ハ族と復して禄と給

せらる

凡逃亡して者再犯以上の一等と累加せ

らる罪懲役一年ハ止る

凡官廳ハ陳告せらるると私擅ハ他管ハ出

て五十日と過る者ハ違令重ハ問ふ

凡外國ハ逃亡する者ハ逃亡罪ハ二等と

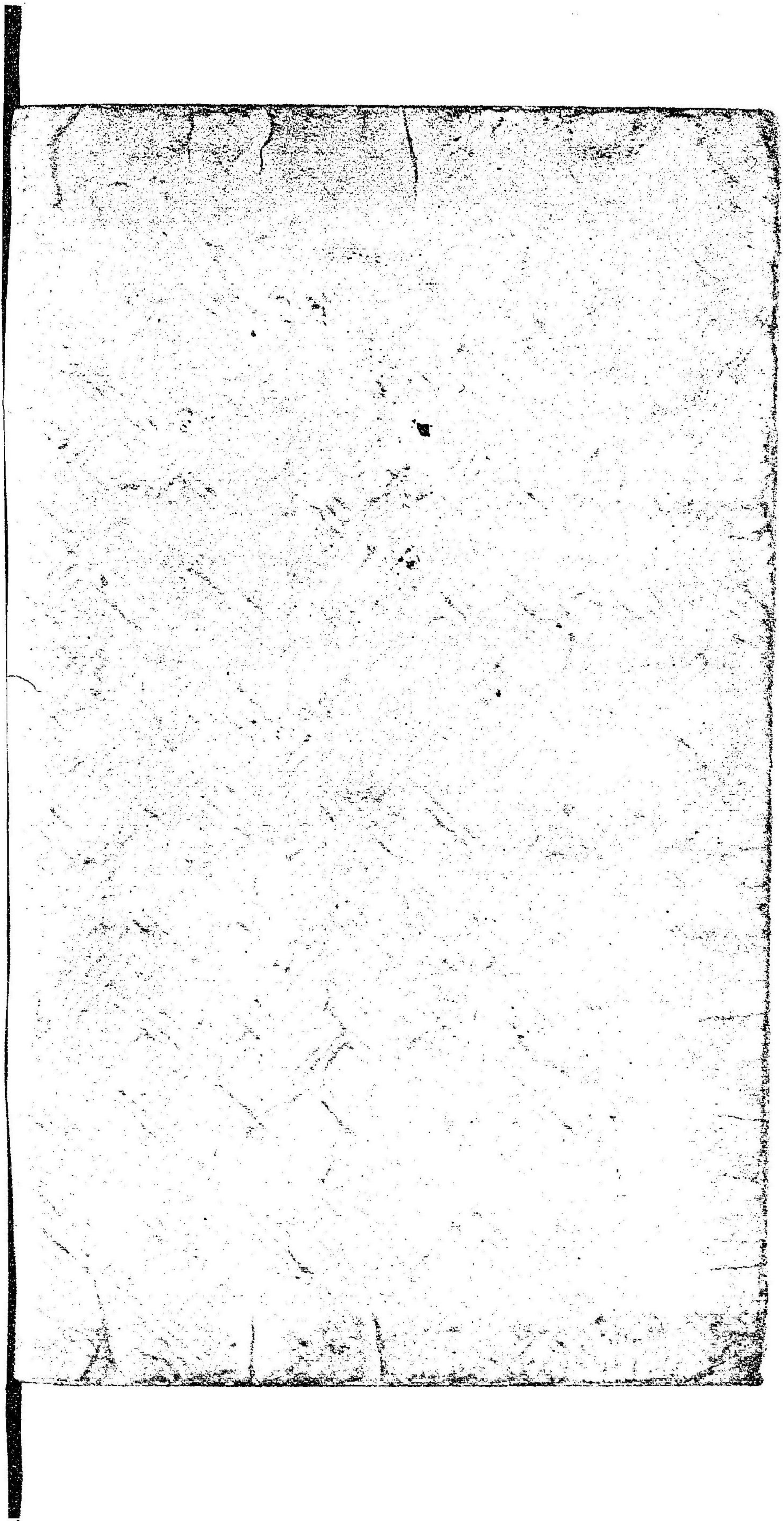
加へらる

凡雇人逃亡する者ハ懲役三十日

逃亡

律例事備  
戶部備





律例要條

上

特39

673

館書圖京東

函三一 門新

架四 部一一

號〇九八四 類

036298-001-3

特39-673

律例要條

有隣堂

上

M7

BBP-1042

